

環境安全基本法(仮称)の制定を求める請願

衆議院議長 殿

私たちは、以下の基本理念を明記し、有害化学物質による環境汚染に起因する人の健康や生態系へのリスクを最小限化するための環境安全基準を設定し、バイオモニタリング制度の導入、エコチル調査の継続、環境を受けやすい人のための施策等を実現するための「環境安全基本法」(仮称)を制定するよう要請します。

記

基本理念

- ① 人及び生態系への被害防止
- ② 予防的取組方法
- ③ 影響を受けやすい人等への配慮
- ④ すべての関係者の参加
- ⑤ 国際的協調

基本的施策

- ① 環境安全基本計画の策定
- ② 環境安全基準の設定
- ③ 環境安全調査の継続実施(バイオモニタリング・エコチル調査)
- ④ 指定地域における環境安全改善計画
- ⑤ 影響を受けやすい人の環境安全の向上のための施策
- ⑥ 環境安全委員会の設置

以上

名 前	住 所

集約期限 2021年9月17日(金)

*左右2種類の個人署名に記載ください。

取扱団体

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL:03-5875-5410 FAX:03-5875-5411

【中間集約先】

生活クラブ生活協同組合・東京

〒156-0051

東京都世田谷区宮坂3-13-13

TEL: 03-5426-5204 (担当: 前田・大石)

環境安全基本法(仮称)の制定を求める請願

参議院議長 殿

私たちは、以下の基本理念を明記し、有害化学物質による環境汚染に起因する人の健康や生態系へのリスクを最小限化するための環境安全基準を設定し、バイオモニタリング制度の導入、エコチル調査の継続、環境を受けやすい人のための施策等を実現するための「環境安全基本法」(仮称)を制定するよう要請します。

記

基本理念

- ① 人及び生態系への被害防止
- ② 予防的取組方法
- ③ 影響を受けやすい人等への配慮
- ④ すべての関係者の参加
- ⑤ 国際的協調

基本的施策

- ① 環境安全基本計画の策定
- ② 環境安全基準の設定
- ③ 環境安全調査の継続実施(バイオモニタリング・エコチル調査)
- ④ 指定地域における環境安全改善計画
- ⑤ 影響を受けやすい人の環境安全の向上のための施策
- ⑥ 環境安全委員会の設置

以上

名 前	住 所

集約期限 2021年9月17日(金)

*左右2種類の個人署名に記載ください。

取扱団体

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL:03-5875-5410 FAX:03-5875-5411

【中間集約先】

生活クラブ生活協同組合・東京
〒156-0051
東京都世田谷区宮坂3-13-13
TEL: 03-5426-5204 (担当: 前田・大石)

環境安全基本法案(概要)

目的

環境安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する

基本理念

- 人及び生態系への被害の未然防止
- 予防的取組方法
- 影響を受けやすい人等への配慮
- すべての関係者の積極的参加
- 国際的協調による施策の推進

役割分担

【国】 環境安全に関する施策の総合的な策定・推進	【地方公共団体】 自然的・経済的・社会的条件に応じた施策の策定・実施	【事業者】 事業活動における環境に及ぼす悪影響の低減／国・地方公共団体の施策への協力	【国民】 環境安全の向上／国・地方公共団体の施策への協力
-----------------------------	---------------------------------------	---	---------------------------------

基本計画

環境安全基本計画の策定等

基本的施策

【国の施策】

環境安全基準(保護基準)の設定・改定

環境安全に関する調査の実施

- ◆ 生体内の有害化学物質の濃度の計測等のための定期的かつ継続的な国民調査(ヒトのバイオモニタリングの実施)
- ◆ 影響を受けやすい人に対する有害化学物質による悪影響の把握のための調査
- ◆ 妊婦及び子どもを対象とする定期的かつ継続的な疫学調査(エコチル調査の実施)

環境安全に関する調査結果の公表

環境安全に関する調査等の申出権

環境安全のための規制

環境安全に関する教育・学習

影響を受けやすい人のための施策等

- ◆ 公共用車両の車内・公共住宅・公共用建物・大規模商業用建物等の室内の空気質の良好な水準の維持
- ◆ 子どもの活動空間における農薬等の有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置
- ◆ 子ども向け製品に含まれる有害化学物質の悪影響の低減のために必要な措置

【地方公共団体の施策】

汚染地等の地域指定・必要な施策の実施

環境安全委員会の設置

委員の権限

- 環境基本計画の案の作成に関する意見
- 環境安全基準に対する意見
- 環境安全調査に対する意見
- 調査等の申出に対する事項の処理
- 環境大臣の諮問に応じ重要事項の処理
- 環境大臣への勧告

委員の構成

- 環境安全に関する専門家
- 環境安全に関する市民団体のための代表者
- 指定地域の住民の代表者
- 環境安全に関連する産業界の代表者
- 環境行政機関の代表者

<署名提出の注意点>

- 環境安全基本法（仮称）の制定を求める請願署名（個人署名）を衆議員、参議員両院議長にそれぞれ提出します。左右2種類の個人署名に記載ください。
- 署名用紙は、生活クラブ東京 WEB サイトからもダウンロードできます。
- 提出方法：配達便、またはデポ・店頭にてご提出ください。
- 問合せ先：03-5426-5204（生活クラブ東京 政策調整部）
- 〆切：2021 年 9 月 17 日

<趣旨説明>

1. 化学物質と人間

化学物質は、人間に利便性をもたらしましたが、その一方で、有機水銀汚染による水俣病をはじめ、さまざまな公害病を引き起こしました。言うまでもなく、私たち人間は、空気、水、土壌（食物）ぬきには存在できない存在です。その意味で、環境中の有害物質による危険性（環境リスク）を低減し、人の健康や生態系を守ること（環境安全）は、人間の生存基盤の維持に不可欠な基本政策のひとつです。

2. 環境基準等だけでは人の健康・生態系は守れない!!

水俣病事件後、環境リスクを低減し、人の健康や生態系を保全するために、環境基本法により水・大気についての環境基準が定められ、これに基づき各法の下で大気基準・水基準、水道水質基準、食品安全基準等が設定されています。

しかし、こうした基準だけで、人の健康や生態系が保全できる訳ではありません。なぜなら、環境基準値は、個別の化学物質ごとに、水・大気といった媒体別に、あくまでも平均値で定められているにすぎないからです。私たち人間が取り込む化学物質は、特に水からとか大気からといった区別がある訳ではありません。取り込み量全体が健康に影響を及ぼすおそれがあるのです。また、特に汚染がひどい地域に住む人々にとっては、リスク低減のために全国平均値レベルよりも厳しい措置が必要な場合もあります。さらに、子どもや特に化学物質への感受性が高い人々にとっては、平均値以下のレベルでも健康に影響が出ることもあります。

3. バイオモニタリングと環境疫学調査の必要性

こうした観点から、最近環境安全分野で世界的に注目されているのが、ヒトのバイオモニタリング（HBM）と子どもの環境疫学調査（いわゆるエコチル調査）です。HBM は、血液、尿など生体試料中の化学物質の量を計測し、環境中の化学物質がどの位人間の体内に取り込まれているかを調査するものです。これにより、私たちは有害化学物質にどの位ばく露されているかを知ることができます。そして、安全目標値（環境安全基準）や世界の国々の値と比較することによって、ばく露量が高い場合には、取り込み量を減らす措置（法規制や生活習慣の変更）を取ることができます。アメリカ、ドイツ、カナダ、韓国などではこのようなバイオモニタリングを法制化しています。しかし、日本では、このようなバイオモニタリング制度は法制化されていません。

エコチル調査については、デンマーク、ノルウェー、韓国などの国々で実施されており、日本でも 10 万人規模で 2011 年～2027 年まで実施中ですが、法制度上の根拠は定められていません。各国の同種の調査の中でも抜群の参加率を保持しており、世界的にも注目を集めていますので、期間経過後も継続が強く望まれます。そもそも、日本においては、このような環境安全に関する基本理念・基本施策を定める「基本法」も制定されていません。

4. 「環境安全基本法」（仮称）の制定を!!

よって、私たちは、別紙の基本理念・基本施策を定める「環境安全基本法」（仮称）を制定することを要請します。